

公立大学法人大阪長期継続契約に関する要綱

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程に基づいて、公立大学法人大阪（以下、「法人」という。）が行う契約のうち締結する年度の翌年度以降にわたる契約（以下「長期継続契約」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 法人は、次の各号に該当する契約を締結する場合には、長期継続契約を締結することができる。

- (1) 電気・ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
- (2) 不動産の借入契約
- (3) 次に掲げる物品の借入契約（付帯する物品を含む。）
 - ア コンピュータ
 - イ 事務機器
 - ウ 医療・理化学機器
- (4) 複写支援サービスに関する契約
- (5) ソフトウェアのライセンス契約
- (6) 清掃、警備、施設管理に関する契約
- (7) 第3号から第5号までの契約に係る保守・点検・管理に関する契約
- (8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる契約
 - ア 商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
 - イ 年間を通じて、かつ、翌年度以降も継続して役務の提供を受ける必要がある契約
- (9) その他理事長が特に必要と認める契約

(長期継続契約の期間)

第3条 長期継続契約における契約期間は、五年以内とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。